



福中だより

☆☆☆教育目標☆☆☆ 希望 創造 潤い

昭島市立福島中学校

令和7年6月2日 NO. 3

042-541-2940

創立46年目（昭和55年開校）

体育祭を終えて



校長 前川 法彦

5月24日（土）、第44回体育祭を開催いたしました。2週間ほど前から、朝の練習、放課後の練習、今年度は団ごとに工夫した応援も入り、元気に取り組む生徒たちの姿を見ることができました。実行委員の生徒をはじめ、係生徒、生徒ひとりひとりの活躍や仲間へのはたらきかけなど、心温まる場面もありました。生徒たちは限られた時間で、協力や助け合いを通して、お互いを尊重することを体験できたと思います。団体種目でのクラスの力強い団結力を感じる場面や純粋な頑張りに声を出して応援する姿がありました。3年生は、2年生や1年生に大切なものを残せたと考えております。目標に向かって挑戦できたのは、準備をしっかりとしてきた生徒の努力が大きいと思います。ぜひ、今回の行事での貴重な体験を今後の生活で生かしてほしいと願っています。

体育祭当日、多くの皆様にご参観いただきありがとうございました。また、さまざまな形でご理解・ご協力、支えていただきました保護者・地域の皆様に感謝申し上げます。



東京都教育委員会では6月と11月は、ふれあい月間としています。目的は、いじめ・不登校・暴力などを未然防止し、子どもたちの健全育成を目指すことです。例えば、いじめ防止対策推進法の目的は、いじめの防止、いじめの早期発見を行うこと、受けた側の今後を最優先することと、行なった人に対しては罰を与えるものではなく、反省を促し再発防止と今後に向かわせることになります。この法律では、「いじめ」とは、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とあります。親切のつもりでも発言の苦手な子どもに、「〇〇さんも意見を言いなよ。」と強く促した際に、相手がいじめと感じればいじめとなります。この場合、親切さを十分に理解した上で、発言が苦手な子の気持ちについて、一緒に考えることを大切にして進めていきます。自分の感覚ではなく、相手の気持ちが重視されている法律になります。ただし、生徒への指導は全てを「いじめ」としていくものではないことも法律では書かれています。

近年、中学生のSNSのトラブルが増え、被害や加害の当事者となってしまうことが社会でも大きな取り上げられています。学校では、学級活動、生徒会活動、道徳など、様々な活動を通して心を育むことを進めています。未然防止、いじめをさせない、見逃さないなど、引き続きいじめ防止に取り組んでまいります。今後とも、ご理解・ご協力をお願いいたします。